

(2) 市町村企画訓練分

令和6年度青森県原子力防災訓練（むつ市企画分）実施要綱

1. 目的

東北電力株式会社東通原子力発電所において、地震・津波の影響による原子力災害が発生した場合に備え、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 実施日時

令和6年11月9日(土)9:00～14:00

3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。その後高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、発電所周辺地域に影響を及ぼす。

4. 訓練項目

(1)避難所開設・運営訓練

- 内 容:奥内小学校を広域避難所と想定し、避難所開設訓練、HUGを活用した避難所運営訓練を行う。
- 時 間:令和6年11月9日(土)9時00分～11時00分
- 場 所:むつ市立奥内小学校
- 参加機関:むつ市、奥内地区自主防災会、中野沢地区自主防災会

(2)学校施設防護措置訓練

- 内 容:放射線防護対策を実施した学校施設において、放射線防護設備の稼働訓練を行う。
- 時 間:令和6年11月9日(土)11時00分～11時30分
- 場 所:むつ市立奥内小学校
- 参加機関:むつ市、奥内地区自主防災会、中野沢地区自主防災会

(3)一時集合場所開設・運営訓練

- 内 容:中央公民館を一時集合場所として開設し、避難してきた住民の受入から安定ヨウ素剤の配布・服用、避難所への避難までの訓練を行う。
- 時 間:令和6年11月9日(土)8時00分～8時45分
- 場 所:中央公民館
- 参加機関:むつ市、青森県、桜木町地区自主防災会、大湊新町自主防災会、大湊上町地区自主防災会、川守町自主防災会、宇田町町内会自主防災組織、(公社)青森県バス協会

(4)海上自衛隊の艦船による住民搬送訓練

○内 容:自家用車避難ができない方々や陸路が使えない場合を想定し、大平岸壁から海上自衛隊艦船を用いた住民の海路避難搬送訓練を行う。

○時 間:令和6年11月9日(土)9時00分～9時50分

○場 所:大平岸壁

○参加機関:むつ市、青森県、桜木町地区自主防災会、大湊新町自主防災会、大湊上町地区自主防災会、川守町自主防災会、宇田町町内会自主防災組織、海上自衛隊、(公社)青森県バス協会

令和6年度青森県原子力防災訓練（東通村企画分）実施要綱

1. 目的

原子力災害時における対応体制の検証・確認及び緊急時対応能力の向上を目的とする。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 8：50～12：00

3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格熱出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水既納を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため、施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後、高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、発電所周辺地域に影響を及ぼす。

また、地震の影響により土砂災害が発生し、村内で通行止め箇所が発生した。

4. 訓練項目

（1）住民防護措置訓練

＜内容＞

住民のバスによる陸路避難及び孤立地区住民のヘリによる空路避難を実施する。なお、当該訓練終了後の避難住民は、避難所開設・運営訓練（青森県企画訓練）に参加する。

＜場所＞

ア．バスによる陸路避難

- ・各地区一時集合場所（PAZ：白糠・老部・小田野沢、UPZ：桑原・蒲野沢・鹿橋・石持地区）及び東通中学校～東通村体育館

イ．ヘリによる空路避難

- ・旧尻労小学校グラウンド～東通OFC臨時ヘリポート～東通村体育館

＜参加機関＞

住民、東通中学校、陸上自衛隊第9師団、下北地域広域行政事務組合消防本部、東通村

（2）安定ヨウ素剤緊急配布訓練

＜内容＞

安定ヨウ素剤緊急配布場所において、避難住民に対して、安定ヨウ素剤を緊急配布する。

＜場所＞

東通村体育館（バス配布）、東通村農産物加工センター（バス配布・ドライブスルー配布）

＜参加機関＞

住民、東北電力(株)、東京電力HD(株)、日本原燃(株)、(一社)東通村産業振興公社、東通村

(3) 社会福祉施設防護措置訓練

<内容>

村内の社会福祉施設において、屋内退避の手順を確認する。また、放射線防護対策が実施済みの施設においては、同設備の手順を確認する。

<場所> (下線は放射線防護対策が実施済みの施設)

- ・ P A Z 圏内施設

さくらの里ひがしどおり、和あつとほ一む

- ・ U P Z 圏内施設

東通村診療所、東通村老人介護保健施設「のはなしょうぶ」、能舞の里、いちいの森、コーポレグルス、エフォート

<参加機関>

公益社団法人地域医療振興協会（東通村診療所、東通村老人介護保険施設「のはなしょうぶ」）、有限会社とんぷう（さくらの里ひがしどおり）、合同会社介護サービス事業所和（和あつとほ一む）、社会社法人吉幸会（能舞の里、いちいの森）、株式会社ゆめこし（コーポレグルス）、株式会社エフォート（エフォート）、東通村

(4) 避難行動要支援者搬送訓練

<内容>

避難行動要支援者（模擬）を対象として、原子力災害避難用福祉車両にて、一時集合場所からの搬送訓練を実施する。

なお、当該訓練終了後の避難行動要支援者は、避難所開設・運営訓練（青森県企画訓練）における要配慮者として参加する。

<場所>

東京電力HD(株)新小田野沢寮、東通村体育館

<参加機関>

東京電力HD(株)、東通村

(5) 情報伝達訓練

<内容>

防災行政用無線、エリアメール、村公式L I N E等を用いて住民等に対する情報伝達を実施する。また、住民防護措置訓練に合わせて、車両による巡回広報を実施する。

<場所>

東通村内

<参加機関>

東通消防署、東通村消防団、東通村

(6) 関係機関への情報伝達訓練

<内容>

村内関係機関に対して、電話及びF A X等を用いて情報伝達を実施する。

<場所>

東通村内

<参加機関>

公益社団法人地域医療振興協会（東通村診療所、東通村老人介護保険施設「のはなしょうぶ」）、あらまき歯科医院、社会福祉法人東通村社会福祉協議会（東通村あしすと介護サービス事業所）、合同会社介護サービス事業所和（和あつとほ一む）、有限会社とんぷう（さくらの里ひがしどおり）、社会福祉法人吉幸会（能舞の里、いちいの森）、株式会社ゆめこし（コーポレグルス）、株式会社エフォート（エフォート）、社会福祉法人清隆厚生会（こども園ひがしどおり）、東通小学校、東通中学校、東通村商工会、東通商工事業協同組合、東通村森林組合、白糠漁業協同組合、小田野沢漁業協同組合、猿ヶ森漁業協同組合、尻屋漁業協同組合、尻労漁業協同組合、岩屋漁業協同組合、野牛漁業協同組合、石持漁業協同組合、老部川内水面漁業協同組合、東通村

（７）災害対策本部設置運営訓練

<内容>

村災害対策本部を設置するとともに対策本部会議を開催し、被災状況の確認及び情報の共有を
するとともに、応急対策活動を検討し、その実施を決定する。

<場所>

東通村防災センター（災害対策本部室）

<参加機関>

東通消防署、東通村消防団、東通村

（８）映像伝達訓練

<内容>

災害対策本部において、避難行動要支援者搬送等の応急対策活動の実施状況を映像により確認
する。

<場所>

東通村防災センター（災害対策本部室）、東京電力HD(株)新小田野沢寮

<参加機関>

東通村

以上

令和6年度青森県原子力防災訓練（六ヶ所村分）実施要領

1. 訓練目的

国、県、市町村、原子力事業者等との関係機関と地域住民の参加・連携のもと、原子力災害時における初動対応、避難等の防護措置の対策を迅速、的確かつ総合的に行うことで、防災関係機関における緊急時対応能力の向上と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2. 対象施設

東北電力株式会社 東通原子力発電所

3. 実施日

令和6年11月1日（金）から令和6年11月9日（土）

4. 訓練想定

職員及び防災関係機関における基本的対応手順の確認を目的とするため、原子力災害単独事象とし、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態、放射性物質の放出と事態が進展する想定とする。

5. 訓練項目

（1）社会福祉施設防護措置訓練

内 容：放射線防護対策を施工した社会福祉施設において、通信連絡訓練、放射線防護設備の稼働訓練を行う。

場 所：特別養護老人ホームぼんてん荘、特別養護老人ホーム貴宝園

実施日時：令和6年11月1日（金）09：30～15：00

（2）放射線防護対策施設防護措置訓練

内 容：避難によりかえって健康リスクが高まる在宅の要配慮者を屋内退避させるために整備した放射線防護対策設備の起動訓練を行う。

場 所：文化交流プラザ「スワニー」、泊小中学校

実施日時：令和6年11月6日（水）10：00～16：00

（3）住民避難訓練

内 容：東通原子力発電所の事故を想定し、泊地区を対象にバス乗車場所から避難経路所までの一般住民の避難訓練を行う

場 所：泊こども園、大石総合体育館、千歳平小学校

実施時間：令和6年11月9日（土）08：25～13：00

(4) 住民広報訓練

内 容：災害時を想定し、防災行政用無線及びアプリ等を活用し、住民へ広報訓練を行う。

場 所：六ヶ所村内

実施日時：令和6年11月9日（土）

(5) 安定ヨウ素剤配布場所開設・運営訓練

内 容：大石総合体育館において、安定ヨウ素剤配布場所の開設・運営訓練を実施する。

場 所：大石総合体育館

実施日時：令和6年11月8日（金）13：00～16：00（開設）

令和6年11月9日（土）08：00～13：00（運営）

(6) 避難退域時検査・簡易除染訓練

内 容：千歳平小学校周辺において、避難退域時検査及び簡易除染の実働訓練を行う。

場 所：千歳平小学校周辺

実施日時：令和6年11月9日（土）09：30～13：00

(7) 避難経由所開設・運営訓練

内 容：迅速に安否確認を行い、住民の所在を把握するため避難経由所を開設し、住民受付、住民の安否確認や避難者名簿への登録などの一連の流れ、所要時間、運営要員数を検証する。

場 所：千歳平小学校

実施日時：令和6年11月8日（金）13：00～17：00（開設）

令和6年11月9日（土）08：00～13：00（運営）

(8) 避難所開設・運営訓練

内 容：東通村体育館を広域避難先と想定し、避難所開設、避難所運営、住民向け講習会等を実施する。

場 所：東通体育館

実施日時：令和6年11月9日（土）09：00～13：00

6. 参集範囲

5. の訓練項目を踏まえ、六ヶ所村地域防災計画等に基づき決定する。

7. 訓練中止の判断基準

別途定める。

令和6年度青森県原子力防災訓練（横浜町企画分）実施要綱

1. 目的

東北電力株式会社東通原子力発電所において、原子力災害が発生した場合に備え、避難所開設体制の確立及び避難所運営に係る自治体の連携向上を図る。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土）9：30～13：00

3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

4. 訓練項目

（1）避難所開設・運営訓練

- 内 容：東通村体育館を避難所として、各市町村職員及び、県職員と連携し避難所の開設及び運営訓練を行う。
- 時 間：9時30分～13時00分
- 場 所：東通村体育館
- 参加機関：青森県、関係市町村（横浜町含む）、各電力事業者

令和6年度青森県原子力防災訓練（野辺地町企画分）実施要綱

1. 目的

東北電力株式会社東通原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、目ノ越地区の一時集合場所における防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図ることを目的とする。

2. 実施日時

令和6年11月9日（土） 9：30～

3. 訓練実施場所

野辺地町目ノ越地区、目ノ越地区農産物加工等施設（以下「一時集合場所」という。）、野辺地町中央公民館

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、空間放射線率計においてOIL2（空間放射線線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に、国から一時移転指示が発令された。その状況下で、目ノ越地区住民が一時移転する。

5. 訓練実施項目

（1）住民広報訓練

- 原子力発電所から30km圏内の目ノ越地区に防災行政無線による敷地緊急事態発生に伴う「屋内退避準備要請」・全面緊急事態発生に伴う「屋内退避指示」・OIL2の基準超過に伴う「一時移転指示」放送を実施する。

（2）一時集合場所開設・運営訓練

- 目ノ越地区住民に一時移転の指示後、一時集合場所を開設する。
- 避難者車両を敷地内で誘導する。
- 避難者の受付・問診を行う。
- 避難者に安定ヨウ素剤簡易問診票兼受領書を配布し記入させ、簡易問診票の記載内容確認後、安定ヨウ素剤を配布し、服用させる。

（3）避難行動要支援者搬送訓練

- 福祉車両で避難行動要支援者を救助し、一時集合場所で受付後、避難所（野辺地町中央公民館）まで搬送する。

（4）避難所開設・運営訓練

- 東通村体育館を避難所として、関係市町村職員及び県職員と連携し、避難所の開設及び運営訓練を実施する。

6. 参加機関

青森県、各電力事業者、特定非営利活動法人青森県防災士会、関係市町村（野辺地町含む）